［5　略］	［5　同左］
6　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳	6　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳
［略］	［同左］
経常経費　8,026,654,727	経常経費　8,015,179,975
人件費　5,903,303,314	人件費　5,895,338,947
光熱水費　78,250,476	光熱水費　77,829,095
備品・消耗品費　315,726,520	備品・消耗品費　314,309,723
事務所費　1,729,374,417	事務所費　1,727,702,210
政治活動費　3,639,745,091	政治活動費　3,637,657,843
組織活動費　1,023,296,432	組織活動費　1,022,915,392
［略］	［同左］
機関紙誌の発行その他の事業費　1,706,507,533	機関紙誌の発行その他の事業費　1,704,801,325
機関紙誌の発行事業費　551,674,878	機関紙誌の発行事業費　551,068,670
宣伝事業費　1,154,832,655	宣伝事業費　1,153,732,655
［略］	［同左］
合　　計　17,746,499,818	合　　計　17,732,937,818
7　政党基金・支部基金の内訳	7　政党基金・支部基金の内訳
［略］	［同左］
［略］	［同左］
取崩し額　1,855,054,053	取崩し額　1,853,492,053
果実収入額　7,939	果実収入額　7,908
［略］	［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象要旨の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○総務省告示第三百五十六号

政党助成法（平成六年法律第五号）第三十三条第七項の規定に基づき、政党交付金の返還を命じた旨、政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を次のとおり告示する。

令和八年九月二十五日

総務大臣　藤井比早之

政党交付金の返還命令

政党の名称	日本維新の会
政党交付金の返還命令額	12,901,707円

（理由）政党助成法第33条第２項第４号に該当するため。

政党の名称	いのちの党
政党交付金の返還命令額	100円

（理由）政党助成法第33条第２項第２号に該当するため。

○農林水産省
経済産業省
環境省告示第三号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条第一項の規定に基づき自主回収の認定をしたので、同条第二項の規定に基づき、当該認定を受けた特定容器利用事業者の名称及び住所並びにその回収する特定容器の種類、量及びその回収の方法を次のとおり公示する。

令和八年九月二十五日

農林水産大臣　坂本哲志
経済産業大臣　赤澤亮正
環境大臣　笹川博義

一　名称　生活クラブ生活協同組合
二　住所　北海道札幌市厚別区大谷地東一丁目四番十五号